

# 実務修習を受講してみ

会員 野崎 俊剛



## 自己紹介

氏名：野崎 俊剛 (のざき としたけ)

合格年度：平成 20 年度

専門分野：機械

経歴：自動車部品メーカーで生産技術開発・生産技術を 4 年，ソフトウェア会社で 3D-CAD を中心としたシステムエンジニアを 5 年ほど経験した後，平成 19 年 4 月に現在の特許事務所に入所。

## 目次

1. はじめに
2. 日程
3. コース分け
4. 研修項目の概要
5. 研修項目の詳細
6. おわりに

### 1. はじめに

平成 20 年度の弁理士試験合格者から，弁理士登録するための条件として登録前の実務修習が必須の条件となり，私はその第 1 期生となりました。

本来，弁理士試験合格者は，登録後，即実務に対応できる力を備えているべきであります。しかし，最近，弁理士試験の合格者が増加しているものの即戦力として実務を行える者が不足している，との声を聞くことがあります。また，私自身，特許事務所での実務経験は 2 年ほどしかなく，単独で充分に実務をこなすことができるとは，まだまだ言えません。

そこで，登録前の段階において実務的な技術や思考を学び，弁理士として活動するための最低限の能力を身に付けるべく実施された実務修習は，大変役に立つ研修として受講することができました。

### 2. 日程

平成 20 年 11 月 5 日 合格発表

- ↓
- 平成 20 年 11 月 28 日 実務修習受付締切
- ↓
- 平成 20 年 12 月 11 日 e-ラーニング受講開始
- ↓
- 平成 20 年 12 月 18 日 開講式（東京会場）
- ↓
- 平成 21 年 1 月 16 日 集合研修開始
- ↓
- 平成 21 年 2 月 27 日 集合研修最終回
- ↓
- 平成 21 年 2 月 28 日 e-ラーニング受講期限
- ↓
- 平成 21 年 3 月 24 日 修了式（東京会場）

- ※ 1) 実務修習の実施期間は平成 20 年 12 月 11 日～平成 21 年 3 月 31 日であり，3 月は e-ラーニング再視聴や課題に対する起案再提出の期間でした。
- ※ 2) 日本弁理士会が唯一の指定修習機関であり，本年度は上記に示した期間のみの実施でした。

### 3. コース分け

集合研修は，受講日や時間帯を変えてコース分けされました。東京と大阪では，金曜コース（金曜の昼間），土曜コース（土曜の昼間），夜間コース（木・金の夜間），集中コース（連続 5 日間の昼間）が設けられ，名古屋では，土曜コースが設けられました。

私は東京の弁理士会館で実施された東京・夜間コース（木・金）を受講しました。複数のコースが設けられたので，勤務しながらでも日程調整を行うことができました。

また，専門分野は，機械，電気，化学から選択する形式で，現在の実務に直結する機械分野を選ぶことができたので，大変有意義でした。

なお、e-ラーニングは、専門分野に分けることなく全分野に共通です。期間内であれば自分のパソコンでいつでも受講可能であり、日程調整する上で大変助かりました。

#### 4. 研修項目の概要

##### (1) e-ラーニング

予め配布されたテキスト教材を使用しつつ、パソコン画面上で講義を視聴する形式です。

受講項目は、①弁理士法及び弁理士の職業倫理、②特許及び実用新案に関する理論及び実務、③意匠に関する理論及び実務、④商標に関する理論及び実務、⑤工業所有権に関する条約その他の弁理士の業務に関する理論及び実務です。

##### (2) 集合研修

事前に課題に対する起案を提出し、集合研修の場で、提出された起案に対する講評を行い、課題に対する考え方をディスカッションしました。講師が研修生に意見を求める形式、数人単位のグループに分かれてディスカッションした後にグループ毎に発表する形式等をとりました。

受講項目は、特許・実用新案が、①クレームの作成・解釈、②明細書のあり方・演習（機械）、③審査対応・演習、意匠が、④出願手続・演習、⑤審査対応・演習（類否判断）、商標が、⑥出願手続・演習、⑦審査対応・演習（類否判断）でした。

#### 5. 研修項目の詳細

研修項目の全てについて紹介すると内容が大変多くなるので、ここでは、集合研修の一部についての内容を述べます。特許・実用新案では「クレームの作成・解釈」、意匠では「出願手続・演習」、商標では「出願手続・演習」についての研修内容を簡単に紹介します。

なお、e-ラーニングについては、平成19年度以前の弁理士試験合格者が受けていた研修と同等の内容と聞いております。

##### (1) 特許・実用新案－クレームの作成・解釈

###### ①内容

課題1は「ホルダ付きカップ」、課題2は「スポーツ応援用メガホン兼用扇子」です。

まず、クレームを作成するための手順等の講義を受

け、次にチームディスカッションを行い発表する形となりました。

講義では、クレーム作成の手順として、①従来技術の要素をピックアップ、②本発明の要素との比較、③代替要素の検討、④必須要素の検討、⑤発明の効果、⑥上位概念の検討、等を行うことを学びました。

グループディスカッションでは、5・6人のチームに分けられ、各グループで、リーダー、書記、発表者を決め、グループ毎に講義を踏まえたディスカッションを行いました。

最後に、クレームを作成するまでの考え方（要素検討）及びクレームを模造紙に書き、全体の前で発表し、講師からの講評を受けました。

###### ②感想

普段の実務におけるクレーム作成手順とは異なる手順でクレーム作成を学べたことは、大変価値がありました。クレーム作成における考え方の幅が広がりました。実務では、案件毎に内容が異なり、共通の文言では対応できない場合が多いのですが、クレームを作成するに至るまでの考え方は案件が異なっても共通する部分があると思うので、この考え方を定着させ安定してクレームが書けるよう努力したいと考えます。

また、チーム内でのディスカッションでは、他のメンバーの発想の豊かさ、着眼の的確さ等がとてもすばらしく、かなり刺激を受けました。

##### (2) 意匠－出願手続・演習

###### ①内容

課題1は「灰皿」の全体意匠についての願書及び図面の作成、課題2は「灰皿」の部分意匠又は関連意匠についての願書及び図面の作成です。

講義及びグループディスカッションを行いました。講義では、意匠を特定するために、6面図のうちどの方向の図面が必要か、他に斜視図は必要か、等の図面の検討方法等について学びました。

グループディスカッションでは、意匠を特定するために必要最小限の図面を検討し、いくつかのグループが、必要最小限の図面及びそれらの図面が必要になった理由等を発表しました。

###### ②感想

私は意匠の実務を行っていませんので、実際に願書を書き、図面を検討する機会を持たなかったことは、大変貴重な経験となりました。他の実務修習生の方々も実務

で扱っていない限り、意匠の願書、図面を作成する機会はないと思われますので、研修でこのような機会を持てたことは他の修習生の方々にも良かったのではないかと思います。また、将来、意匠に関わる機会があった場合に、この経験がとても役に立つとは間違いありません。

### (3) 商標—出願手続・演習

#### ①内容

課題は、設問1がクライアントに対する商標調査報告書の作成、課題2が商標登録出願の願書作成、課題3がマドリッドプロトコル経由での願書作成、課題4が書換登録申請の書類作成です。

講義では、それぞれの書類作成について、説明がありました。

特に、商標調査報告書や願書を作成する前段階での、調査方法についての説明を詳細にいただきました。

#### ②感想

私は商標の実務を行っていませんので、実際に商標登録出願の願書等を作成、検討する機会を持てたことは、意匠の研修と同様に、大変貴重な経験となりました。

特に、商品の同一・類似関係において類似群を考慮して検討すること、商標の類似関係において音韻表等も考慮して検討すること等、検討事項が多いことは、

商標の調査がいかに手間のかかる大変な業務かを垣間見る思いがしました。

### 6. おわりに

実務修習を受ける前においては、「弁理士試験がやっと終わったのに、まだやるのか。」という思いでした。しかし、実務修習を受講してみると、実務に役に立つ内容ばかりでした。e-ラーニングで職業倫理や実務に必要な知識を学び、集合研修で実務における考え方に触れられたことは、実務経験がない者や実務経験の浅い者にとって、とても意味のある研修でした。実務において、法律、施行規則、裁判例を知っていることはもちろん重要ですが、今回の実務修習では、クライアントの利益を考慮して書類を作成する意識を学べたように思います。

今後は実務修習で学んだことを生かし、クライアントの利益につながる顧客満足度の向上を目指した実務を行うと共に、特許庁の審査負担の軽減につながる書類作成ができるようにがんばっていきたいと思います。

最後になりますが、経験豊富な講師の方々に講義をしていただき、大変有益な研修となりました。このような研修を行ってくださった講師の方々にこの場をかりて御礼を申し上げます。

(原稿受領 2009. 4. 24)